

お申し込みの注意

- この契約はお客様自身のもので、お申し込みの際は本書面や裏面をよく読んでから十分納得したうえで、太枠内にお客様がボールペンで強く自筆ください。
- この「お申し込みの内容」は、契約成立後は、契約の内容を明らかにした書面になりますので、大切に保管してください。
- 申込者は本書面の条件により裏面記載の「契約条項」及び「個人情報の取扱いに関する条項」に同意のうえ、本契約を申し込みます。

工事請負契約書

(お客様用)

契約年月日	年	月	日
-------	---	---	---

営業担当者氏名

ご注文者	(フリガナ)		印	生年月日	年	月	日
				自宅	☎	-	-
				携帯		-	-
ご住所	(フリガナ)						
	(〒 -)						
設置場所	な上る記と合異	(フリガナ)					
		(〒 -)					
お勤め先	(フリガナ)		所在地				
				☎()	-	内線	

建物	1. 平屋建 2. 二階建 3. 三階建 4. その他()	
	1. 木造 2. 木造モルタル 3. 鉄骨 4. プレハブ 5. その他()	
屋根形状	材質：1. ストレート 2. 瓦() 3. その他()	
	斜度：1. 急 2. 普通 3. 緩	架台：1. 不要 2. 要()
	種別：1. 切妻 2. 寄棟 3. 片流れ 4. その他()	

工事内容	商品名	メーカー	型式・品番	数量
	太陽光発電システム			
		太陽光システム容量： KW(W× 枚) (モジュール枚数) パワーコンディショナ：		
	蓄電池システム			
	エコキュート			
	IH クッキングヒーター			
付帯工事	ソーラーシステム撤去： 有・無			
	現在使用中の給湯器： 電気温水器 ガス給湯器 石油給湯器(他)			
	ガス解約： 有・無 (ガス会社名： ☎：)			
特記事項				

工事名	数量	価 格					
・内訳については別紙見積書に定める通りとします。 ・ローンの支払明細については、別紙お客様控参照。		消費税					
		総 額 (税込)					

mail アドレス
備 考

支払方法	支払金額	支払い(開始)期間
ローン取組(回払) (残金・全額)		年 月 日
振込払い (頭金・全額)		年 月 日
振込払い (残金)		年 月 日

工事予定	着工	年	月	日	～	完了	年	月	日
------	----	---	---	---	---	----	---	---	---

必ずお読み下さい。

- * 営業担当者は、事故防止の為、いかなる場合でも集金業務は行っておりません。
- * 営業担当者の口頭又は個人的文章によるものは一切無効と致します。
- * お支払いに関してのご変更ご質問は販売店までご連絡下さい。

■販売店
【振込口座】 ※恐れ入りますが、振込手数料はお客様負担にてお願い致します。

契 約 条 項

表記注文者（以下甲という）と表記請負者（以下乙という）は表記の申込内容（以下工事という）について工事契約を締結した。

第1条（契約の成立時間）

本契約は乙が所定の手続きによって承認したとき成立します。但し乙が甲に対して書面を取り交した日から起算して8日以内に不承認の通知をしない時は承認があったものとします。

第2条（工事代金の支払方法）

工事代金の支払方法は、クレジット支払、又は乙指定の銀行口座及び郵便払込みによるものとし、それ以外での支払いによるトラブルが生じても乙は責任を負わないものとする。

第3条（クレジット変更・解約申出）

クレジット締結後の甲による支払変更及び一括支払等クレジット変更・解約は甲がクレジット会社に直接申し出て直接支払いするものとする。

第4条（工事の変更）

- (1)甲は、必要によって、工事を追加しまたは変更することができる。
- (2)甲は、必要によって、乙に工期の変更を求めることができる。
- (3)前2頁により、乙に損害を及ぼしたときは、乙は、甲に対してその補償を求めることができる。
- (4)乙は、工事の追加・変更、工事の中止、不可抗力その他正当な理由があるときは、甲に対してその理由を明示して工期の延長を求めることができる。延長日数は、甲・乙が協議して定める。

第5条（請負代金額の変更）

- ①つぎの各号の一にあたるときは、当事者は、相手方に対して請負代金額の変更を求めることができる。
 - a 工事の追加・変更があったとき。
 - b 支給材料・貨与品について、品目・数量・受渡時間・受渡場所または返還場所の変更があったとき。
 - c 契約時に予期することのできない法令の制定・改廃、経済情勢の変動などによって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
 - d 長期にわたる契約で、法令の制定・改廃、物資・賃金などの変動によって、この契約を結んだ時から1年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。
- ②請負代金額を変更するときは、工事の減少部分については内訳書の単価により、増加部分については時価によるものとし、甲・乙が協議してその金額を定める。

第6条（損害賠償）

- (1)工事の完成引渡までに、契約の目的物、工事材料・支給材料・貨与品、その他施工一般について生じた損害は、乙の負担とする。
- (2)工事完成引渡しまでに、つぎの各号の一の場合に生じた損害は甲の負担とし、乙は工期の延長を求めることができる。
 - a 甲の都合によって、着手期日までに工事に着手できなかったとき、または甲が工事を繰延べ、もしくは中止したとき。
 - b 甲の支給材料または貨与品の引渡が遅れたため、乙が工事の手持または、中止をしたとき。
 - c 甲の前払または部分払が遅れたため、乙が工事に着手せず、または工事を中止したとき。
 - d その他甲の責に帰すべき事由によるとき。

第7条（不可抗力による損害）

天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙は遅滞なくその状況を甲に報告しなければならない。工事の出来形部分または工事現場に搬入した工事材料等について損害が生じた場合は乙が善良な管理者としての注意を怠ったと認められる場合を除き、その損害額が請負金額の10分の1を超えたものについては、その超過額を甲が負担する。損害額については、甲乙協議して定めるものとし、火災保険その他損害を填補するものがあるときは、その額を控除したものを損害額とする。

第8条（権利義務の承認）

当事者は相手方の書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる自己の権利義務を第三者に承認させ、または契約の目的物や工事現場に搬入した検査済みの工事材料などを売却し、貸与し、もしくは抵当権その他担保の目的に供することができない。

第9条（第三者に対する損害賠償）

乙は、工事の施工のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第10条（検査・引越し）

乙は、工事完了した時点で甲の立会いのもとで乙が工事検査し、甲へ引渡する。又乙は引渡し期日までに仮設物の取扱いその他の跡形付けなどを完了するものとする。

第11条（遅滞損害金）

甲が請負代金の支払（前払金または部分払の支払を含む）を遅延してるときに、甲は年利14.6%の遅延損害金を乙に支払うものとする。甲の支払遅延があるときは、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができ、この場合乙が善良な管理者の注意を怠らずに管理してもなお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担するものとし、また契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担とする。

第12条（訪問販売等の場合）

甲が乙の営業所以外の場所において契約の申込み又は契約の締結した場合、契約書を取り交わした日から起算して8日を経過する迄の間は、乙の所在地宛書面（電子メール等を含む）により申込の撤回又は契約を解除出来るものとし、その書面（電子メール等を含む）を発した時に効力を生じるものとする。

第13条（中止解約権）

甲が前払金または部分払の支払を遅延し、乙において相当の期間を定めて催告しても、なおその支払がないときは、乙は工事を中止することができる。

- ①甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなったと認められるとき、または、甲が請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったときのいずれかの場合には乙は契約を解除することができるものとし、甲に損害の賠償を求めることができる。
- ②甲がこの契約成立後甲の都合により本工事を行うことが出来なくなった場合、書面（電子メール等を含む）にて中止解約する事ができる。但しその場合は乙に対して、総工事金額の2割相当の代金を支払う事とする。又、すでに着工中の場合は、その出来高に総工事金額の2割相当の代金を加えて支払う事とする。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関する管轄裁判所は、金額の大小を問わず乙の本人所在地を管轄する裁判所とする。

クーリング・オフのお知らせ

1. お客様が訪問販売でお申し込みされた場合、本書面を受領した日を含む8日間は書面又は電磁的記録（電子メール・FAX等）（下図参照）により無条件で申し込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリングオフ」という）ができます。なお、クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、または威迫され困惑してクーリングオフをしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面又は電磁的記録を受領した日を含む8日間を経過するまではクーリングオフができます。
2. クーリングオフの効力は、下記書面又は電磁的記録（下図参照）を発信した時から生じます。
3. クーリングオフをした場合、①損害賠償や違約金を支払う必要はありません。②すでに引き渡された商品の引き取りや権利の返還に要する費用は販売店の負担となります。③すでに商品代金や対価の一部又は全部を支払っている場合はすみやかに販売店よりその全額を返還を受けることができます。④役務の提供に伴い土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無償で原状回復を販売店に請求できます。⑤すでに役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様〈注文者〉に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

右図のようにハガキ等に必要事項をご記入のうえ、販売店あてに郵送して下さい。郵送方法の場合、簡易書留扱いが確実です。電磁的記録(電子メール・FAX等)の場合、ハガキ等の記入例に示す事項の全てご記入のうえ、以下の連絡先に送信してください。
※1（ ）の中は販売店名をおいれ下さい。

【電子メール】
【FAX】

☐ 郵便はがき	（※1） ご住所 フリガナ ご契約者名 電話番号	契約日 ○年○月○日 販売店名 販売店住所 商品役務名 金額 電話番号
--------------------------------	--------------------------------------	---

個人情報 の 取 扱 い に 関 す る 条 項

第1条（個人情報の収集・利用・保有）

申込者は、請負者(以下[当社]といいます)との本契約に係る以下の個人情報（変更後の情報を含む。以下同じ）を本契約の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。

- ①属性情報（本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、勤務先内容、家族構成、居住状況等）
- ②契約情報（契約の種類、申込日、契約日、利用日、商品名、契約額、利用額、利息、分割手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等）
- ③取引情報（本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容）
- ④支払能力判断情報（注文者の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット・リース利用履歴および過去の債務の支払状況）
- ⑤公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

第2条(個人情報の利用)

申込者は、当社が下記①及び②の目的のため、第1条①②③の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

- ①申込者は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会社が保有している自己に関する個人情報を開示するよう請求できます。なお、開示請求窓口は、それぞれ次のとおりとします。（1）当社の開示請求窓口 第6条記載の窓口 開示請求手続（必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
- ②万一、当社の保有する個人情報に、不正確または誤りであることが判明した場合に限り、当社は、速やかに訂正または削除に応じます。

第4条(個人情報利用中止の申出)

当社は、第1条による同意を得た範囲内で当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の第1条に基づく会社での利用を中止します。

第5条(本同意条項に不同意の場合)

当社は、申込者が所定の申込書に記載すべき事項の記載を希望しない場合および本同意条項の全部または一部を承認できない場合、本申し込みをお断りすることができます。ただし、当社は、申込者が第1条に同意しない場合でも、これを理由に本申し込みをお断りすることはありません。

第6条(個人情報に関するお問い合わせ窓口)

当社に対する個人情報の開示・訂正・削除等の請求、その他個人情報に関するお問い合わせや利用中止の申し出に関しましては、販売店までお願いします。

第7条(条項の変更)

本同意条項は法令の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。